

日本スノーシューイング連盟レース規則

2018年4月16日改定

【目的】

第1条 スノーシューイングの発展と技術向上を目的とする。

【主催者の責務】

第2条 主催者はレース運営に当たり、競技者及び関係者等の安全確保を最優先とし、役員の配置及び救援体制を確立させなければならない。

2. 天候の悪化等により、十分な安全を確保できないと判断した場合は、レース前又はレース中に競技の内容を変更又は中止することができる。

3. 主催者は競技者の疲労状態等により、レースの継続が不可能と認めたときは、その選手のレース継続を中止させることができる。

【競技者】

第3条 選手は自然をこよなく愛し、人類の生活と環境の調和を図ることに尽力しなければならない。

2. 競技者は自己の責任において体調を管理し、安全管理を怠らず、緊急時には確実な対処ができるように配慮し、競技を遂行しなければならない。

3. 競技者の責任

競技者は、正確なスタート時間にスタート地点に到着する責任を負う。競技者は、スタートからフィニッシュまで標識等でマーキングされたコースを走り、全てのコントロール(関門)を通過し、他の競技者にもフェアな態度で接しなければならない。

4. 競技者の義務

- ・競技者は、競技役員の指示に従わなければならない。
- ・競技者は、医事面における全ての規則を遵守しなければならない。
- ・他の競技者に身体的アクシデントがあった場合、速やかに介抱し、本部もしくは関係者に報告をし、搬送が必要な場合、それを手伝える。

【コース】

第4条 全コースが雪上であること。

2. コースは自然の地形を活用したアップヒル、ダウンヒル及び平坦なトラバースを含み、除圧雪路は全コースの30%以下とする。

除圧雪路とは除雪車又は圧雪車等機械を利用したものを言い、人による踏み跡は含まない。

3. コースがはっきりしない場所を通る場合は、明確なマークを付けなければならない。両側に連続的なテープではっきりさせることが望ましい。

4. コースの距離は、申込の前に公表する。基準となる距離は、おおそロングコース10km、ショートコース5kmとする。

また、トラック競技及び各種短・中・長距離レースを行うことができる。

5. 山岳競走は、コースの大部分を登りもしくは登り下り(スタートとフィニッシュ地点が同レベル)のところで行われる。

6. コーチ及び観衆がコース内に立ち入らないように努め、競技者の走行の妨げにならないようにする。

7. 基本的に給水所は設置しないが、主催者の判断で設置しても良い。

【年齢区分】

第5条 競技当日の年齢により、次の年齢区分を適用する。但し、競技が数日にわたる場合は、初日を基準とする。

ジュニア 男子、女子 19歳以下の者。

オープン 男子、女子 20～39歳の者。

マスター 男子、女子 40～49歳の者。

シニア 男子、女子 50～59歳の者。

ベテラン 男子、女子 60歳以上の者。

【スノーシュー】

第6条 スノーシューは長さ53cm(21インチ)、幅18cm(7インチ)以上で、裏面は常時、高さ1cm以上、且つ、5本以上の突起物により、雪上を滑らない構造になっていること。

但し、児童の競技者については、主催者が別途定めることができる。

2. 競技者はレース中又は主催者が定めた区間を、スノーシューを着用して走行しなければならない。スノーシューが脱げた場合は、速やかに着用し、レースを継続することができる。
3. 主催者はレース前に、スノーシューが当該規則に適合するか否かを確認しなければならない。

【装備品】

第7条 競技者は主催者の定めるナンバーカード又はそれに準ずるものを定められたとおりに着用しなければならない。

その他、主催者が義務付けた装備品を装備しなければならない。

2. 競技者は（スノーシューを含めた）使用する装備品について、レース前にその機能を点検する義務を負い、レース中の破損について責任を負う。

【スタート】

第8条 競技者は、役員の「位置について」の掛け声でスタートラインより手前でスタートができる態勢で立ち、号砲の合図によりスタートする。

但し、時差スタートの場合は、役員の指示によりスタートする。

【助力行為の禁止】

第9条 競技者は主催者並びに主催者が認めた者が行う給水所等の行為以外に、競技者同士又は第三者から、直接又は間接的に助力行為を受けてはならない。

但し、非常時及び競技者同士の接触等による相互の救助行為はこの限りでない。

2. ストックの使用は禁止する。

但し、主催者が認めた場合はこの限りでない。

【失格行為】

第10条 次の行為はレース失格とする。

当該規則に違反する行為

他の競技者の妨害行為

コース上及びその近辺のゴミ投棄等、環境破壊行為

故意にコース上から逸脱する行為

主催者が定めた途中閉門又はフィニッシュの制限時間を超えた場合

ドーピング行為

ドーピングの基準は、世界アンチドーピング機構（WADA）の定めるところによる。

その他、審判長が認めた著しく目にあまる行為。

2. 競技者を失格させた場合は、規則違反の内容を公式に記録に記載しなければならない。

【抗議】

第11条 競技の結果又は行為に関する抗議は、審判長に対し、その種目の結果の正式発表後30分以内に行わなければならない。主催者は記録発表の時刻を記録しておかななければならない。

2. 審判長は抗議の内容を公正に判定するため、関係する審判員の意見を聞き、ビデオ又は写真等を参考にするなどして、結果を速やかに報告しなければならない。

【フィニッシュ】

第12条 胴体のいずれかの部分がフィニッシュラインの垂直面に到達した時点をフィニッシュとし、より早い競技者を勝者とする。

【記録】

第13条 タイムは時間、分、秒、以下小数点で表示する。自動計測の場合は、小数点第2位以下を切り上げとし、手動掲示の場合は、秒単位未満を切り上げとする。

【追い越し】

第14条 他の競技者に追い越される場合、最初の要求があった時点でコースを譲らなければならない。

2. 他の競技者を追い越す場合、お互いに妨害してはならない。

【競技役員】

第14条 公認大会での任命役員

日本スノーシューイング連盟（JSF）公認大会及び国際スノーシューイング連盟（WSF）公認大会では技術代表（TD）、アシスタントTDを大会実行委員会に派遣する。TD及びATDはJSFが任命する。

2. 競技役員と競技役員の任務

競技委員長・・・競技全体の責任を負う。TDに状況・変更等常に連絡を取る。

セクレタリー・・・あらゆる事務の責任を負う。ブリーフィング・表彰式等の準備・進行も兼ねる。

抗議等の窓口。抗議があった場合は速やかに Jury に届ける。

コース係長・・・コース全体の責任を負う。コース標識及び囲い、気温観測、救急所、給食所、中間計時所設備などの責任を負う。最終協議者スタート後、スウィーパーも出さなければならない。

救護係長・・・可能な限りの治療及び応急処置を講じ、近接する医療機関へ患者を速やかに輸送する責任を負う。

計時計算係長・・・計時に関わる役員らに対する指示やコーディネートの責任を負う。スタート係、フィニッシュ審判員、フィニッシュ係等の作業をコーディネートする。

会場係長・・・スタート地点・ゴール地点等会場内のあらゆる活動の責任を負う。

会場内の全コース準備についてもコーディネートする。

閉門係長・・・会場係長やコース係長と連絡調整を行う。閉門に配置された閉門係は、競技者の違反や通過を記録する。競技終了後は必要な情報を全て

収集するとともに、コントロール・カードを回収し、Jury に逐一報告する。

その他の役員は、必要に応じて競技長から任命されるものとする。

3 Jury

Jury は T D (Jury の長を務める) ・ A T D ・ 競技委員長 ・ コース係長 ・ 計時計算係長の 5 名編成とする。

3 - 1 Jury の任務

Jury は、J S F 及び W S F の規則にしたがって競技が組織運営されるようにしなければならない。Jury としての責務は、指名を受けた時点で始まり、最終試合の抗議に対する決断が下され、かつ公式成績が作成された時点で終了する。

3 - 2 Jury は、次の点を明確にし、決定しなければならない。

・ 競技の延期、中断、及び中止。コース中の気温観測地点のいずれかで -20 以下を記録した場合、Jury は競技を延期又は中止する。競技を妨げる気象条件下 (強風、高湿、豪雪、高温) では、選手代表数名と救護係長との相談の上、競技の延期又は中止を決定する。

- ・ スタート時間に遅れた競技者の理由が、不可抗力によるものかどうか決定する。
- ・ 補欠競技者を出場させるか、遅延エントリーを受け付けるかどうかを決定する。
- ・ 抗議を受け付けるか、制裁又は失格の発表をするかどうかを決定する。
- ・ 選手又はコーチに対して制裁を加えるかどうかを決定する。
- ・ スタート順を変更するかどうか、さらに特殊な場合のスタート方法を決定する。

4 T D の役割

4 - 1 権限

T D は J S F 又は W S F の代表者として大会組織者に対応し、J S F 又は W S F に対しては、競技の J S F 又は W S F 規則に則った開催を保証する。T D は Jury の任務を調整する責任を負う。

4 - 2 競技前、T D は、次の事項を行う

- ・ 任命された時点から、実行委員会および競技委員長と連絡調整を行う。
 - ・ 雪不足、その他の不可抗力による悪条件の場合、実行委員の提案を受け、予備コースを使用するか、又は公認コースの一部を変更するかを決定する。
 - ・ スタートの手順が競技フォーマット通りかチェックする。
 - ・ 応急治療所の設置と医療体制を監修する。

コースを回り、コースの準備状況を自分自身でチェックして判断すること。

この任務は Jury ・ メンバーに代行させてもよい。

4 - 3 競技中の T D の任務

- ・ 競技会場に到着後、競技長とコース係長から状況を聞き、最終的な準備

の詰めを行う。

- ・ 競技長へ連絡調整を行う以外は常に競技会場で待機する。
 - ・ 大会運営に影響するあらゆる点を監督し、問題が生じた場合、現場に足を運んで自ら対処する。
- ・ 他のジュリー・メンバーと無線で定期的に連絡を取る。少なくとも競技委員長及び関門係長とは常に連絡を取るようしなければならない。

4 - 5 競技終了後のTDの任務

- ・ 競技委員長、コース係長、コントロール（関門）係長、及びその他の役員から最終報告を受ける。
- ・ ジュリーとともに違反や抗議に対する必要な処理を行う。
- ・ 競技セクレタリーから非公式リザルト・リストを受け取り、一緒にそれをチェックする。
 - ・ 失格及び制裁を科した場合、抗議の過程を十分説明した証拠書類を提出すること。